

売春対策の最近の状況



昭和47年

売春対策審議会

目

次

第 1 章 売春関係事犯の状況	1
第 1 節 売春関係事犯の取締り	1
第 2 節 売春関係事犯の検察	5
第 3 節 売春関係事犯の裁判	10
第 2 章 婦人保護及び補導等の状況	18
第 1 節 婦人保護業務	18
第 2 節 婦人問題相談業務	23
第 3 節 婦人補導院	25
第 4 節 保護観察	32
第 5 節 純潔教育	35
第 3 章 性病及び麻薬対策の状況	38
第 1 節 性病の現状	38
第 2 節 最近の麻薬犯罪	41
附 売春対策年表	42

第1章 売春関係事犯の状況

第1節 売春事犯の取締り

1. 取締り方針

警察の売春関係事犯に対する取締り方針は

- 婦女を管理して売春を行なわせる事犯
- 暴力団の介入する事犯
- いわゆる赤線地区復活の印象を与えるような形態の事犯
- 少年を被害者とする事犯

等悪質な売春助長事犯を重点として、積極的に推進しており、今後も、この方針で取締りの強化を図っていく考えである。

2. 検挙状況

最近3年間における売春関係事犯の検挙状況をみると毎年若干の減少を示している。昨年の検挙数は7,553件、6,410人であり、前年に比較して件数で1,238件(14.1%)、人員で845人(11.7%)の減少である。

これは取締りの強化によって、公然と行なわれる売春関係事犯が減少するとともに犯行の手口が巧妙化、潜在化したことから発見が困難になったこと、また、暴力団が介入する組織的広域的な事犯の解明に多くの労力と日時を要するようになったこと等の事由によるものであって、売春事犯そのものが減少したとは考えられない。

第1表 売春関係事犯検挙状況

年 別 区 分		昭和44年		昭和45年		昭和46年	
		件数人員	構成比	件数人員	構成比	件数人員	構成比
総 数	件 数	9,626	100	8,771	100	7,533	100
	人 員	7,924	100	7,255	100	6,410	100
勧 誘	件 数	4,291	44.6	4,057	46.3	3,579	47.5
	人 員	4,291	54.2	4,046	55.8	3,574	55.8
周 旋	件 数	2,339	24.9	2,204	25.1	1,787	23.7
	人 員	1,420	17.9	1,251	17.2	1,210	18.9
周旋を除く 助長事犯	件 数	2,936	30.5	2,510	28.6	2,167	28.8
	人 員	2,213	27.9	1,958	27.0	1,626	25.3

3 職業別の状況

周旋（ボン引など）、管理売春等の売春助長事犯送致被疑者2,791人の職別状況をみると無職（暴力団構成員など）が1,085人（39%）で最も多く、次いでその他（運転手など）615人（22%）、旅館業506人（18.1%）、トルコ風呂、ガイドクラブ等217人（7.7%）となっている。

前年に比較すると料理店等の風俗営業、芸妓置屋等が全般的に減少しトルコ風呂、ガイドクラブが同数で、その他の職業が17人（3.3%）増加している。（第2表参照）

第2表 送致被疑者の職業別状況

年 別 区 分		昭和44年		昭和45年		昭和46年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
接客業	風 俗 営 業	220	6.6	193	6.0	144	5.1
	旅 館 業	697	19.7	661	20.7	506	18.1
	飲食店営業	173	4.8	182	5.7	142	5.1
	芸 妓 置 屋	106	2.9	142	4.6	82	3.0
	ガイドクラブ トルコ風呂	181	5.1	217	6.8	217	7.7
	小 計	1,377	39.1	1,400	43.8	1,091	39.0
そ の 他		704	19.9	598	18.7	615	22.0
無 職		1,453	41.0	1,199	37.5	1,085	39.0
総 数		3,534	100	3,197	100	2,791	100

4. 暴力団構成員の送致状況

売春関係事犯に介入する暴力団構成員は691人（12.4％）で、前年より72件（11.6％）の増加である。特に増加したのは勧誘事犯で、前年より88件（136.9％）増となっている。態様別では、周旋（ボン引きなど）事犯178人（25.8％）が最も多く、以下人身売買171人（24.7％）勧誘事犯153人（22.1％）売春業事犯67人（9.7％）となっており依然悪質事犯に介入が多いことを示している。（第3表参照）

第3表 暴力団構成員の送致状況

年 別 区 分		昭和44年		昭和45年		昭和46年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
勧 誘		46	12.8	65	10.5	153	22.1
周 旋		165	27.9	162	26.2	178	25.8
売 春 契 約		26	4.4	25	4.0	26	3.8
売 春 業		130	22.0	103	16.6	67	9.7
人 身 売 員		124	21.0	172	27.8	171	24.7
そ の 他		100	11.9	92	14.9	96	13.9
総 数		591	100	619	100	691	100

5. 再犯者の状況

被疑者中に占める再犯者は2,640人(47.4%)である。態様別では勧誘1,756人(66.4%)が最も多く、次いで周旋511人(19.4%)、場所提供173人(6.6%)、売春業124人(4.7%)となっており、前年とおおむね同じ比率である。

第4表 再犯者の状況

年 別 区 分	昭和44年		昭和45年		昭和46年	
	人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
勧 誘	2,027	64.1	2,031	66.2	1,756	66.4
周 旋	562	17.8	558	18.2	511	19.4
売 春 契 約	78	2.4	55	1.8	57	2.2
場 所 提 供	164	5.2	164	5.3	173	6.6
売 春 業	188	5.9	137	4.5	124	4.7
そ の 他	145	4.6	123	4.0	19	0.7
総 人 員	3,164	100	3,068	100	2,640	100

6. 要保護女子の取扱状況

要保護女子として取扱ったものは5,723人で、被害者であったものが、2,968人(52%)、被疑者であるものが2,755人(48%)となっており、前年とおおむね同じ比率である。(第5表参照)

第5表 要保護女子の取扱状況

年 別 区 分		昭和44年		昭和45年		昭和46年	
		人 員	構成比	人 員	構成比	人 員	構成比
被 疑 者	少 年	155	2.2	114	1.7	73	1.3
	成 人	3,160	44.4	3,044	45.2	2,682	46.9
被 害 者	少 年	561	7.9	555	8.2	428	7.5
	成 人	3,230	45.5	3,027	44.9	2,540	44.3
総 人 員		7,106	100	6,740	100	5,723	100

7. 主な傾向

検挙事例からみた主な傾向は次のとおりである。

- 暴力団の介入する組織的、広域的な悪質事犯が増加している。
- 売春の形態が依然として多様である。
- 犯行の手口が功妙化するとともに非常警報装置の設置や携帯無線機を使用して対警工作を強化している。

第2節 売春関係事犯の検察

1 売春事犯の動向

(1) 概況

最近3か年における売春防止法違反事件の動向を概観すると第1表のとおりで、全国検察庁における受理人員は、年間約6,000人前後であるが、昨昭和46年は前年に比較して750人(約12.9%)減の5,073人となっている。このように売春事犯の総受理人員は逐年減少の傾向を示してはいるが、売春事犯の特殊性(手段、方法の密行、功妙性)などを考慮するとなお相当数の事犯が潜在しているものと思われ、上記のような受理人員の減少をもって直ちに、売春事犯が減少しているものとは即断できないものがある。

(2) 罪種別動向

ア 勧誘事犯(第5条違反)

この種事犯は、法施行当時は違反総数の大半(約70%前後)を占めていたが、近年は著しい減少傾向を示しており、昭和46年は違反総数の53.3%にあたる2,705人(前年に比較して510人の減)を受理したのにとどまっている(第6表参照)。なお、この種事犯の特徴としては、常習化、累犯化の傾向があることを指摘することができる。たとえば、昭和46年に東京更生保護相談室で取り扱った者の

うち63.1%が再犯者である。

第6表 売春防止法違反事件通常受理人員調

罪 名	年 次	昭和44年	昭和45年	昭和46年
総 合 計		(100%) 6,487人	(100%) 5,823人	(100%) 5,073人
勧 誘 等 (5条)		(52.1) 3,378	(55.2) 3,215	(53.3) 2,705
助長事犯計(6~13条)		(47.9) 3,109	(44.8) 2,608	(46.7) 2,368
周 旋 等 (6条)		(22.4) 1,451	(21.5) 1,253	(24.7) 1,251
売春をさせる契約(10条)		(3.7) 237	(2.9) 168	(3.1) 157
場 所 提 供 (11条)		(12.7) 825	(13.7) 796	(12.5) 634
売春をさせる業(12条)		(8.4) 542	(5.8) 335	(4.9) 250
そ の 他 (7.8.9.13条)		(0.8) 54	(1.0) 56	(1.5) 76

注 () の数字は、総数に対する比率 (%) を示す。

1 助長事犯(第6条から13条までの違反)

この種事犯は、勧誘事犯と同様に逐年減少を示し、昭和46年は2,368人(前年に比較して240人減)を受理している。他方違反総数における比率は増加の傾向にあり、約47%前後を示している。この種事犯の特徴としては、従来からいわれているように、暴力団と密接な関係のもとに行なわれていることや、法を潜脱するため、その手段、方法がますます功妙化していることを指摘することができる。このような事犯に対してはとくに意を用い、その取締りには万全を期しているところである。

次に、助長事犯を罪種別にみると、第6条違反(周旋等)はほぼ横ばい傾向にあり、昭和46年には1,251人を受理しているが、第10条違反(売春をさせる契約)は前年に比較して11人減の157人、第11条違反(場所提供)は172人減の634人、第12条違反(売春をさせる業)は85人減の250人をそれぞれ受理したのにとどまっている。

(3) 処理状況

検察庁における売春事犯の処理状況は、第2表及び第3表のとおりで、起訴率は例年約65%前後を示している。第5条違反（勧誘等）者については、法施行当時と比較し、起訴率はかなりの高率を示し、昭和46年は55.9%（公判請求率24.9%）となっているが、このことは、前述のように累犯者が多いことによるものと推測される。

第7表 売春防止法違反事件処理人員調

区分	年次	昭和44年	昭和45年	昭和46年
起訴	公判請求	1,658人	1,164人	1,086人
	略式命令請求	2,422	2,643	2,113
	計	4,080	3,807	3,199
不起訴	起訴猶予	1,958人	1,818人	1,580人
	その他	128	128	116
	計	2,086	1,946	1,696
起訴率（%）		(40.6) 66.2	(30.6) 66.2	(33.9) 65.4

注（ ）内の数字は、公判請求率（%）を示す。

第8表 勧誘・助長事犯別起訴状況調

区分	年次	昭和44年	昭和45年	昭和46年
勧誘事犯	起訴人員	(57.8) 1,862	(56.1) 1,760	(55.9) 1,467
	公判請求人員	(32.2) 600	(24.2) 429	(24.0) 365
助長事犯	起訴人員	(75.4) 2,218	(78.2) 2,047	(76.2) 1,732
	公判請求人員	(47.7) 1,058	(35.9) 735	(41.6) 721
	起訴人員	(79.5) 1,073	(86.0) 1,095	(85.6) 979
	公判請求人員	(24.8) 266	(18.4) 202	(23.3) 228
	起訴人員	(93.6) 218	(87.7) 142	(84.0) 131
	公判請求人員	(78.0) 170	(61.3) 87	(71.0) 93
	起訴人員	(66.0) 519	(67.8) 547	(67.0) 408
	公判請求人員	(43.2) 224	(36.7) 201	(51.2) 209
	起訴人員	(73.6) 388	(71.5) 228	(72.5) 174
	公判請求人員	(98.7) 383	(96.9) 221	(94.8) 165

注（ ）内の数字は、起訴率、公判請求率（%）を示す。

次に、助長事犯についてみると、第3表の通りで、起訴率は例年77%前後と高率を示しており（ちなみに、昭和46年の刑法犯は64.5%道交事件を除いた特別法犯は56.1%である）、法の趣旨にそった厳重な処分が行なわれているといえよう。

(4) 第一審裁判結果

売春防止法違反事件の通常第一審裁判結果は、第9表及び第10表のとおりで、受理人員の減少に伴い、言渡人員も逐年減少している。昭和46年は、第5条違反（勧誘等）に対する言渡総数は353人で、うち308人に対して懲役刑の言渡しがなされ、そのうち実刑は64人（20.8%）である。補導処分の言渡しは懲役刑言渡総数の14.3%にあたる44人とどまっている。

第9表 勧誘事犯（第5条違反）通常第一審
裁判結果人員調

区分 \ 年次	昭和44年	昭和45年	昭和46年
言 渡 総 数	587	417	353
懲 役 総 数	528	378	308
実 刑	(27.5) 145	(25.1) 95	(20.8) 64
補 導 処 分	(14.4) 76	(10.8) 41	(14.3) 44
懲役総数中の 執行猶予率(%)	72.5	74.9	79.2
罰 金	57	38	45

次に、おもな助長事犯についてみると、言渡総数では、第6条違反（周旋等）、第12条違反（売春をさせる業）が逐年減少傾向にあるのに対して第11条違反（場所の提供）は増加の傾向にある。

第 10 表 主要助長事犯通常第 1 審

裁判結果人員調

区 分		年 次	昭和 4 4 年	昭和 4 5 年	昭和 4 6 年
周旋等	言 渡 総 数		284	203	205
	懲役総数		238	168	154
	実 刑	(33.6)	80	(43.5) 73	(29.2) 45
	罰 金		57	34	49
場所の提供	言 渡 総 数		228	195	230
	懲役総数		212	152	204
	実 刑	(9.0)	19	(7.9) 12	(8.3) 17
	罰 金		15	43	24
売る 春菜 をさせ	言 渡 総 数		432	215	168
	懲役総数		425	204	167
	実 刑	(13.2)	56	(26.0) 53	(23.4) 39
	罰 金		3	3	1

注 実刑欄の () 内の数字は、実刑率である。

(5) 更生保護相談室の運用状況

法第 5 条違反（勧誘等）の罪を犯した婦女子について、検察庁における更生保護相談室（22 か所）で行なった保護措置の状況は、第 11 表のとおりである。そのおもな内容を昭和 46 年についてみると、更生指導がもっとも多く 461 人（28.9%）、次いで社会資源へのあつ旋が 3380 人（23.8%）、性病治療のための入院が 271 人（17.0%）、婦人保護施設等への入所、入療指導が 179 人（11.2%）となっている。

第 1 1 表 更生保護相談室において保護措置をした人員

—— 検察官の指示によるもの ——

年次 区分	昭和 4 4 年	昭和 4 5 年	昭和 4 6 年
受 理 件 数	1, 9 0 4	1, 7 5 7	1, 5 9 5
帰 住 指 導	5 3	1 1 8	1 0 0
入 所 入 寮 指 導	3 5 9	1 8 4	1 7 9
更 生 指 導	3 6 5	3 5 4	4 6 1
社 会 資 源	4 5 2	4 8 8	3 8 0
入 院	3 1 5	3 4 9	2 7 1
保 護 措 置 不 能	1 7	4 4	3
そ の 他	2 7	6	3 3
保 護 措 置 不 要	3 1 6	2 1 4	1 6 8

第 3 節 売春関係事件の裁判

1 第一審における売春防止法違反事件

最近 5 年間の第一審における売春防止法違反事件の裁判の動向について概観すると、第 1 2 表にみられるごとく、公判手続によって処理された人員、略式手続によって処理された人員ともに漸減の傾向にある。この処理人員を罰条別にみると、昭和 4 5 年においても法 5 条違反（売春の勧誘等）が圧倒的に多く全体の約 5 0 % を占め、以下法 6 条違反（売春の周旋等）法 1 1 条違反（売春の場所提供）、法 1 2 条違反（管理売春）と続き例年変化はない。

売春防止法違反事件の約 5 0 % を占める法 5 条違反の量刑についてみると、第 1 3 表のとおりであり、昭和 4 1 年以降、罰金刑の比率が逐年上昇していること（昭和 4 1 年罰金 6 8. 0 %、懲役 3 2. 0 %、同 4 2 年罰金 6 8. 8 %、懲役 3 1. 2 %、同 4 3 年罰金 7 1. 3 %、懲役 2 8. 7 %、同 4 4 年罰金 7 5. 9 %、懲役 2 4. 1 %、同 4 5 年罰金 8 0. 3 %、懲役 1 9. 7 %）

がうかがわれる。また、懲役のうち実刑を言渡された者の割合については第14表のとおりで、例年30%弱となっており、ほとんど変化はみられない。

つぎに法5条違反によって懲役刑の執行を猶予された者に対してどの程度補導処分、保護観察等が活用されているかを第15表でみると補導処分の言渡しは漸減傾向にあることがうかがわれる。その原因は明らかではないが、法5条違反事件の処理件数が逐年減少していること、法5条違反としては、むしろ罰金相当事犯が増加していること（昭和41年から同45年までの罰金の占める割合は68.0%、68.8%、71.3%、75.9%、80.3%）がその一因となっていると考えられる。

第 1 2 表 売春防止法違反事件（第一審）年度別
公判略式別・罰条別処理人員表

年 度	公判 ・ 略式	罰 条										計
		5 条（勸誘等）	6 条（周旋等）	7 条（困惑等による売春）	8 条（対償の收受等）	9 条（前貸等）	10 条（売春をさせる契約）	11 条（場所の提供）	12 条（売春をさせる業）	13 条（資金等の提供）	そ の 他	
41年	公判	1,179	369	6			54	241	496	12	7	2,364
	略式	1,820	679	20		1	36	271	10	1		2,838
42年	公判	805	286	3			78	186	507	15	7	1,887
	略式	1,408	742	9	1	1	27	258	6	2		2,454
43年	公判	661	233			2	92	260	546	23	3	1,825
	略式	1,336	736	4		6	30	275	9	1		2,397
44年	公判	480	180		2		78	206	298	5	2	1,251
	略式	1,286	732	26	1	5	35	284				2,369
45年	公判	347	116	1	4	2	78	197	197	3	7	952
	略式	1,268	768	8	1	5	50	221	5			2,326
計	公判	3,472	1,189	10	6	4	380	1,090	2,044	58	26	8,279
	略式	7,118	3,657	67	3	18	178	1,309	30	4		12,384

（注） 年度は、その年の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下
についても同じ。

第13表 年度別・科刑別処理人員表（5条関係）

科 年 度	罰						金						懲					役		そ の 他	総 計
	五千円未満	五千円以上	一万円以上	二万円以上	三万円以上	五万円以上	十万円以上	小 計	三月未満	三月以上	六月以上	一年以上	二年以上	小 計							
4 1 年	339	1,132	510	40	17		1	2,039	(17)	(169)	(81)	(4)		(271)					2,999		
4 2 年	186	826	493	12	5			1,522	(53)	(577)	(345)	(5)		(960)					2,213		
4 3 年	165	751	492	8	8			1,424	(12)	(441)	(237)	(1)		(205)					1,987		
4 4 年	142	699	476	12	11			1,340	(5)	(379)	(185)	(2)		(125)					1,766		
4 5 年	91	599	587	11	9			1,297	(5)	(266)	(153)	(4)		(466)					1,615		
計	923	4,007	2,558	83	50		1	7,622	(28)	(1,711)	(1,062)	(7)		(318)					10,590		

- (注) 1. 懲役刑と罰金刑とが併科された場合は、懲役刑欄のみ計上した。
2. 懲役刑については実刑を（ ）内に内数として示した。

第14表 年度別懲役刑の執行猶予率表（5条関係）

年	度	41年	42年	43年	44年	45年	計
うち	懲役刑	960	691	573	426	318	2,968
	実刑	271	203	160	125	90	849
	執行猶予	689	488	413	301	228	2,119
執行郵予率		71.8	70.6	72.1	70.7	71.7	71.4

第15表 年度別・売春防止法第5条違反者の執行猶予言渡

処遇別調査表

	執行猶予言渡総数	補導処分	保護観察付	執行猶予のみ
41年	689	197 (28.6)	229 (33.2)	263 (38.2)
42年	488	129 (26.4)	177 (36.3)	182 (37.3)
43年	413	100 (24.2)	153 (37.0)	160 (38.8)
44年	301	54 (17.9)	106 (35.2)	141 (46.9)
45年	228	43 (18.9)	101 (44.3)	84 (36.8)
計	2,119	523 (24.7)	766 (36.1)	830 (39.2)

(注) () 内は執行猶予言渡総数を100とした場合の比率である。

2. 家庭裁判所における売春防止法違反事件

売春防止法違反事件により、家庭裁判所に送致される少年は、ここ数年急激な減少を示しており、昭和45年は前年に比較して33.7%の減少となっている。第16表によって、年齢層別の状況をみると、18歳・19歳のいわゆる年長少年の占める比率が増加し、16歳・17歳のいわゆる中間少年の占める比率が減少する傾向がみられる。昭和45年について、年齢層別の構成比をみると、年長少年が70.0%で最も多く、ついで中間少年が27.3%となっているが、14歳・15歳のいわゆる年少少年が2.7%みられることは注目される。

つぎに、家庭裁判所の処分状況を第17表によってみると、昭和45年は検察官送致0.6%、保護処分29.3%で、いずれも減少の傾向がみられるが、これを一般保護事件全体の処分と比較すると、一般保護事件では、検察官送致、保護処分が合わせて19.6%であるのに比較して、売春防止法違反事件では29.9%にのぼっており、強力な処分が行なわれていることがうかがわれる。

売春防止法違反少年のうち、前に家庭裁判所で何らかの処分を受けたことのある累非行少年は、昭和45年は39.1%となっており、一般保護事件全体の累非行者率が25.8%であるのに比較して、累非行の割合が高くなっている。

なお、参考までに第18表で、家庭裁判所が取り扱う少年の福祉を害する成人の刑事事件（少年法37条）のうち、いわゆる児童「淫行させる行為（児童福祉法34条1項6号）」の事件によって裁判を受けた人員をみると、ここ数年減少の傾向にあったが、昭和45年は前年と同様42人となっている。

処分状況についてみると、昭和45年は、懲役が78.6%、罰金が7.1%、移送、併合等が11.9%となっている。

第16表 売春関係少年保護事件年齢三区分別

年 度 別	總 數 (14歳～19歳)		年 少 年 (14歳・15歳)		中 間 少 年 (16歳・17歳)		年 長 少 年 (18歳・19歳)	
	人	比 率	人	比 率	人	比 率	人	比 率
昭和41年	444	100.0%	20	4.5%	148	33.3%	276	62.2%
42年	336	100.0	7	2.1	103	30.6	226	67.3
43年	240	100.0	3	1.3	66	27.5	171	71.2
44年	164	100.0	6	3.7	53	32.3	105	64.0
45年	110	100.0	3	2.7	30	27.3	77	70.0

(注)本表は「司法統計年報」によるもので、年齢が行為時年齢であり移送・回付、併合、年齢超過による検察官送致等を除いたものである。

表 17 係少年保護事件終局區別別

年度別	總數		檢察官送致		檢察官相當		年齡超過		計		保護觀察				少年院送致		不開		不処分		移回併		送付合			
			刑事犯相		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率		比率			
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率		
	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率	人員	比率
昭和41年	654	100.0%	29	4.4%	3	0.5%	238	36.4%	150	22.9%	88	13.5%	83	12.7%	129	19.9%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%	1	0.1%
42年	485	100.0%	29	6.0%	5	1.0%	174	35.9%	115	23.7%	59	12.2%	65	13.4%	99	20.4%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%	1	0.2%
43年	354	100.0%	9	2.5%	1	0.3%	135	38.1%	96	27.1%	39	11.0%	55	15.5%	69	19.5%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%	1	0.3%
44年	273	100.0%	3	1.1%	1	0.4%	87	31.9%	69	25.3%	17	6.2%	31	11.4%	66	24.2%	85	31.1%	85	31.1%	85	31.1%	85	31.1%	85	31.1%
45年	181	100.0%	1	0.6%	2	1.1%	53	29.3%	30	16.6%	23	12.7%	28	15.5%	42	23.2%	55	30.3%	55	30.3%	55	30.3%	55	30.3%	55	30.3%

(注) 本表は、「司法統計年報」によるもので、「移送・回付・併合」欄の()内は知事・児童相談所長送致で外数である。

第18表 児童福祉法第34条1項6号違反事件終局区分別

——(少年法第37条による少年の福祉を害する成人の刑事事件)——

年 度 別	総 数		懲 役		罰 金		無 罪		免 訴		公 訴 棄 却		そ の 他	
	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率	人 員	比 率
昭和41年	67	100.0%	53	79.1%	8	11.9%		%		%	1	1.5%	5	7.5%
42年	76	100.0	62	81.6	14	18.4								
43年	68	100.0	56	82.4	7	10.3					2	2.9	3	4.4
44年	42	100.0	35	83.3	4	9.5					1	2.4	2	4.8
45年	42	100.0	33	78.6	3	7.1							5	11.9

(注) 1. 本表は「司法統計年報」によるものである。児童福祉法第34条1項6号とは「児童に淫行をさせる行為」である。

2. 「その他」とは、移送、併合等である。

第2章 婦人保護及び補導等の状況

第1節 婦人保護業務

1 婦人相談所

婦人相談所は、47年7月1日現在各都道府県に1カ所計47カ所が設置されているが、このうち東京都においては分室を2カ所（立川及び台東）設置している。

婦人相談所の業務は、要保護女子に対する相談、指導、心理学的医学的判定、婦人保護施設への収容保護措置及び社会環境浄化に必要な啓蒙活動等のほか婦人相談所付設の一時収容保護所に要保護女子を収容することなどであるが、最近においては、特に啓蒙活動を重点とし巡回相談を実施するところが多くなっている。

婦人相談所における45年度の受付状況をみると、第19表のとおり微減ないし横ばい傾向にあるが、これを地域別にみると8大都道府県の受付件数が毎年ほぼ全体の半数を占め、大都市に婦人保護事業の必要性が高いことを示している。

第19表 婦人相談所受付状況

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
総 数	16,073	17,334	19,060	17,890	18,302	18,856	19,469	17,253	17,433	15,433	15,696	15,451
8 大 都 道 府 県	9,257	8,985	10,295	9,577	10,218	10,326	11,200	8,034	9,177	7,623	7,980	7,453
その他の県	6,816	8,349	8,765	8,313	8,084	8,530	8,269	9,219	8,256	7,810	7,716	7,998

（注） 8 大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県
福岡県

2 婦人相談員

婦人相談員は、福祉事務所駐在等により、地域内の要保護女子の発見及びその相談指導を行っており、47年7月1日現在第20表のとおり487人が設置されている。

婦人相談員の受付状況をみると表第21表のとおり、昭和43年度に若干減少をみたものの増加傾向を示している。

第20表 婦人相談員設置状況

昭和34年7月1日現在		454名
昭和35	〃	456名
昭和36	〃	469名
昭和37	〃	469名
昭和38	〃	475名
昭和39	〃	481名
昭和40	〃	483名
昭和41	〃	488名
昭和42	〃	485名
昭和43	〃	485名
昭和44	〃	481名
昭和45	〃	482名
昭和46	〃	480名
昭和47		487名
都道府県設置（義務設置）		232名
市設置（任意設置）	157市	209名
特別区設置（任意設置）	23区	46名
計		487名

第 2 1 表 婦人相談員受付状況

年度 区分	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45
総 数	23,175	26,800	31,189	36,381	36,727	40,247	44,701	47,271	47,913	46,544	47,434	51,825
8 大 都 道 府 県	11,616	12,866	15,073	19,369	18,299	19,164	21,161	22,878	22,093	21,031	20,831	23,821
その他県	11,559	13,934	16,116	17,012	18,428	21,083	23,540	24,393	25,820	25,513	26,603	28,004

(注) 8 大都道府県＝東京都・北海道・大阪府・京都府・神奈川県・愛知県・兵庫県・福岡県

3. 婦人保護施設

婦人保護施設は、昭和 46 年度末現在 60 施設が設置されており、その収容定員は 2,186 名である。施設の設置及び経営主体別内訳は、第 22 表のとおりである。なお、同表の法人等設置・同経営の 15 施設のうちには、婦人保護長期収容施設「かにた婦人の村」（定員 100 人、千葉県館山市所在）が含まれており、知能程度の低い要保護女子の収容保護に当たっている。

これらの施設においては、収容者に対し、その社会復帰を図るために、和洋裁、編物等の職業訓練及び茶道、華道等の教養修得を通じての生活指導を行なっている。

第 2 2 表 婦人保護施設設置状況

昭和 34 年度末現在	66 施設
昭和 35 年度	66 "
昭和 36 年度	66 "
昭和 37 年度	65 "
昭和 38 年度	65 "
昭和 39 年度	64 "

昭和 4 0 年度	6 4 施設
昭和 4 1 年度	6 4 "
昭和 4 2 年度	6 4 "
昭和 4 3 年度	6 3 "
昭和 4 4 年度	6 1 "
昭和 4 5 年度	6 1 "
昭和 4 6 年度	6 0 "
昭和 4 6 年度の設置・経営主体別内訳	
都道府県設置・同経営	3 0 施設
都道府県設置・法人等経営	1 2 "
法人等設置・同経営	1 6 "
市設置・同経営	2 "
計	6 0 "

4. 婦人保護事業の問題点

(1) 売春態様の変化

最近における売春の実態は、功妙化、潜在化が顕著であるといわれている。このことは、第 2 3 表の婦人相談所において取り扱った要保護女子の転落の動機について各年別に比較してみると、最近において転落婦女子の態様が相対的な意味において変貌していることを指摘できる。すなわち、貧困等の経済的理由により転落した婦女子は、昭和 3 9 年度には 4 1. 2 % であったものが、年々減少し、4 5 年度には 2 4. 1 % となったのに対し、好奇心等の本人自身の理由により転落したものは、前者と全く逆に昭和 3 9 年度に 2 8. 2 % であったものが、4 5 年度には 5 5. 2

多に増加している。このような傾向は、最近の社会的風潮と無関係ではなく、また、売春の態様の変化を示すものと考えられる。

婦人保護事業においては、早くから転落の未然防止策に重点を置いて事業推進を図って来たが、今後においては、前述のとりの要保護女子の態様の変貌に対応した転落防止等の対策を講じて行くことが必要であろうと考えられる。

第 2 3 表 婦人相談所における売春歴有無別、
転落の動機別取扱状況

		39年度	40年度	41年度	42年度	43年度	44年度	45年度
総 数 (A + B)		23,126	25,830	21,373	17,433	15,433	16,135	15,451
売春歴無 (A)		13,515	15,037	14,119	11,103	9,469	10,173	10,388
売春歴有 (B=C+D+E+F+G)		9,611 (1000)	10,793 (1000)	7,254 (1000)	6,332 (1000)	5,964 (1000)	5,962 (1000)	5,063 (1000)
売 春 歴 有 の 者 の 機 別	経済的理由 (C)	3,596 (412)	4,797 (444)	2,671 (368)	2,116 (334)	1,796 (302)	1,885 (316)	1,218 (241)
	家庭的理由 (D)	2,134 (222)	1,477 (137)	1,172 (162)	1,137 (180)	768 (129)	1,141 (191)	496 (98)
	強 要 (E)	590 (61)	250 (23)	372 (51)	299 (47)	341 (57)	2284 (48)	275 (54)
	本人自身 (F)	2,710 (282)	3,341 (310)	2,504 (345)	2,589 (409)	2,473 (415)	2,400 (403)	2,791 (552)
	そ の 他 (G)	221 (23)	928 (86)	535 (74)	191 (30)	586 (97)	252 (42)	283 (55)

(注) 経済的理由＝生活苦、子女教育、家族の病氣、送金、借金返済等金
銭にかかるもの

家庭的理由＝家庭における不和、不遇等家庭環境にかかるもの

強 要＝親、夫、雇主等の強要によるもの

本人自身＝自暴自棄、好奇心、虚栄心、誘惑、怠惰等本人自身の
性格等にかかるもの

そ の 他＝上記分類に該当しないその他の理由

(2) 要保護女子の知能程度の低下傾向

婦人保護事業において取扱った要保護女子の知能指数（I・Q）は、年々低下する傾向にある。たとえば、婦人保護施設収容者の知能指数についてみると、第24表のとおり、施設収容者の半数以上がIQ70未満の低知能者で占められている。このような低知能者の増加傾向は、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設関係職員の相談、指導業務を一層困難なものとしている。また、施設に収容された者は、社会復帰が困難であることから長期にわたり施設に在寮する者の割合が年々増加する傾向にある。

第24表 婦人保護施設収容者の知能程度

（各年5月1日現在）

区 分	39年	40年	41年	42年	43年	44年	45年	46年
総 数	1,130 (1000)	1,011 (1000)	1,130 (1000)	1,110 (1000)	1,079 (1000)	1,077 (1000)	1,144 (1000)	1,021 (1000)
I Q 7 0 未 満	461 (409)	449 (444)	512 (453)	536 (484)	569 (527)	600 (557)	604 (542)	553 (542)
I Q 7 0 以 上	669 (591)	562 (556)	618 (547)	574 (516)	510 (473)	477 (443)	510 (458)	468 (458)

（注） 知能指数不明者を除く。

第2節 婦人問題相談業務

1 婦人問題相談業務

労働省婦人少年局では、売春問題をはじめとする各般の婦人問題に関する相談に応じ指導援助を行なうとともに、当面している問題について必要な措置を講じ、他の関係機関と密接な連絡を保ちながら問題の解決をはかっている。この相談業務には婦人少年室職員があたるほか、婦人少年室に駐在して相談業務に当たる目的

で配置された婦人少年室婦人問題相談員ならびに民間にあって婦人少年行政に協力する目的で配置された婦人少年室協助員があたっている。

昭和31年、売春防止法の成立当時は、全国の売春業者の転廃業および、おびただしい数の赤線地域の従業婦の保護更生問題の解決のため、婦人問題相談員、婦人少年室協助員はめざましい活動を行なった。その後政府の施設も次々に整備され従業婦の更生問題も次第に落ちつくにつれて、相談の内容も広く一般婦人問題に比重が移ってきており、その内容は、家庭内の人間関係、子供の問題、家庭経済の問題、就職先の問題等、多種多様である。

2 売春防止に関する啓発活動

婦人の人権の軽視あるいは売春を是認するような考え方等社会の通念や慣習の中の売春誘発の要因を排除して売春を未然に防止するために、労働省婦人少年局では早くから広く各層に対する啓発活動を実施してきており、昭和27年以降は一定期間を設けて「売春防止特別活動」を関係期間、民間団体等各層の協力のもとに全国的に展開した。昭和31年の法制定以前には、売春問題についての旧弊を打破し法制定の促進をはかることを目標としたが、法制定後は法の趣旨徹底、婦女の転落防止、保護対策の強化、売春の発生源となる環境の浄化等に視点をうつし、売春問題についての正しい考え方のかん養に活動の目標がおかれた。現在、この活動は、関係各省庁および民間関係団体の共同主唱による「売春をなくす運動」として展開されている。労働省では、例年啓発のためポスターを作成しているほか、各実施機関との連携のもとに、諸行事の実施に参画している。

また、本年度、本土復帰した沖縄においても、売春をなくす運動を実施したほか、売春問題に対する一般の世論喚起を重点に売春防止懇談会を行なうとともに、売春問題に関する意識調査を実施することとしている。

第3節 婦人補導院

1. 設置のいきさつ

昭和31年5月に売春防止法が公布されたときは、同法中に、補導処分に関する規定は設けられていなかったが、売春婦の更生のための措置として、保安処分を採用すべきであるという意見が高まっていたので、参議院の法務委員会では、売春防止法が参議院を通過する際して、保安処分に関する規定を説けることについて検討するよう付帯決議を行なった。

そこで、政府は、具体的な方策に関し売春対策審議会に諮問した。その答申をうけて、売春防止法の一部が改正され、新たに保安処分の一種としての補導処分の制度が設けられた。また、それとともに、婦人補導院法も成立して、婦人補導院が、昭和33年5月15日に法務省所管の矯正施設として誕生した。

婦人補導院は、収容のために裁判手続を必要とする点で、厚生省所管のもとに地方公共団体または社会福祉法人が設置する婦人保護施設とはまったく性質を異にしている。

2. 施設の状況

婦人補導院は、全国に3か所、すなわち、東京婦人補導院が八王子市に、大阪婦人補導院が堺市に、福岡婦人補導院が福岡市に置かれている。収容定員は、東京99人、大阪92人、福岡24人、計215人であるが、最近の収容人員等の減少にかんがみ、現在、大阪婦人補導院は収容業務を停止している。したがって、職員定員は、東京29人、大阪2人、福岡22人計53人となっている。

3. 収容の状況

(1) 収容人員

開設以来の収容人員の推移をながめると、当初は収容者数は次第に増加し、

昭和36年にピークに達したが、その後は収容者数は減少する傾向を示し、とくに昭和42年以降急速に減少している。

第25表 婦人補導院の収容状況

年次	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46
新収容者数	96	278	408	396	331	248	248	253	231	150	123	86	49	46
出 院 者 数	23	159	379	398	352	287	224	253	247	201	132	109	57	50
1日平均収容人員	42	101	186	197	167	130	117	128	117	89	63	47	29	22

(2) 在院期間

補導処分の言渡しを受けた売春婦は、婦人補導院に収容されるが、その期間は6か月とされている。

(3) 在院者の状況

在院者の入院時の年齢は、第26表のとおりであって、最近5年間の合計では25歳～29歳の年齢段階の者が最も多く、ついで30歳～34歳、35歳～39歳の順となっている。

なお、売春経歴についても、第27表のとおりで長期間の者がかなり多い。

第26表 新収容者の年齢

年次	年 齢	総 数	20歳～ 24歳	25歳～ 29歳	30歳～ 34歳	35歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 49歳	50歳以上
42年		150	21	29	35	25	26	5	9
43年		123	21	26	23	24	15	8	6
44年		86	8	25	16	18	5	11	3
45年		49	3	7	10	12	10	6	1
46年		46	5	8	8	8	8	4	5
合 計		454	58	95	92	87	64	34	24
%		100.0	12.8	20.9	20.3	19.1	14.1	7.5	5.3

第27表 新収容者の売春経験年数

年次\年数	総 数	1年以下	5年以下	10年以下	15年以下	20年以下	20年を こえる	不 詳
42年	150	12	69	42	14	8	2	3
43年	123	7	59	35	11	8	3	
44年	86	7	27	29	12	10	1	
45年	49	2	14	15	9	8	1	
46年	46	3	10	15	6	6	6	
合 計	454	31	179	136	52	40	13	3
%	100.0	6.8	39.4	30.0	11.5	8.8	2.8	0.7

婦人補導院の在院者の多くが知能その他の精神面になんらかの欠陥があったり、または性病等の疾病にかかっているなど重い負因を持っている者が多い。たとえば、第28表で、最近5年間の新収容者についてみると、知能指数の限界以下(IQ79以下)の者が80パーセントを占めている。第29表でみると、精神診断において、正常と診断された者はきわめて少なく、準正常者も全体の半数以下にすぎない。また、第30表でみると、昭和46年の場合入院時に性病その他の疾病にかかっている者が67パーセントという高い罹患率を示している。

第28表 新収容者の知能指数

年次\IQ	総 数	49以下	50~ 59	60~ 69	70~ 79	80~ 89	90~ 99	100 以上	テスト 不能
42年	150	31	21	33	30	16	9	2	8
43年	123	18	24	44	17	9	5	1	5
44年	86	20	19	17	14	5	5	3	3
45年	49	5	12	11	11		1	6	3
46年	46	5	6	13	13	6		2	1
合 計	454	79	82	118	85	36	20	14	20
%	100.0	17.4	18.1	26.0	18.7	7.9	4.4	3.1	4.4

第29表 新収容者の精神診断

種別 年次	総 数	正 常	準正常	精神病 質傾向	精神病質	精神病	精神薄弱	不 詳
42年	150	3	65	6	3		73	
43年	123	1	59	7	4		51	1
44年	86	1	42	2	2	3	36	
45年	49		22	5	1		21	
46年	46		20	4	4		18	
合 計	454	5	208	24	14	3	199	1
%	100.0	1.1	45.8	5.3	3.1	0.7	43.8	0.2

第30表 新収容者の入院時の疾病

種別 年次	総 数	性 病	その他の傷病	性病および その他の傷病	な し
44年	86	27	28	10	21
45年	49	7	16	12	14
46年	46	14	10	7	15

なお、新収容者の売春の動機は第31表のとおりである。

第31表 新収容者の売春の動機

種別 年次	総 数	家出し 生活に 困って	生活苦	友人等の 勧誘また は興味	虚栄心 または 利 欲	だ ま されて	強 い られて	やけに なつて	特飲店 等に売 られて	不 詳
44年	86	9	27	8	12	3	6	2	2	17
45年	49	3	19	4	3	1	1	3	1	14
46年	46	4	10	12	5		1		2	12

4. 補導目的および内容

婦人補導院では規律正しい院内生活のもとで、在院者を社会適応させるため

に、必要な生活指導および職業指導を行ない、また医療を施している（婦人補導院法第2条第1項）

在院者が入院すると、おおむね20日間にわたって、環境調査、身上調査、精神状況の検査および疾病の有無の診断等の分類調査を実施し、この調査に基づいて、それぞれにもっともふさわしい補導の計画をたてて指導を行なっている。

(1) 生活指導

日課による規律正しい生活を基盤として、日常生活の基本的行動様式を指導訓練するとともに、婦人の自由と尊厳の自覚、勤労観の涵養について指導している。家事、保健、その他女子に必要な知識、技能を授け、ラジオ、テレビの視聴、体育、各種のレクリエーション等を通じて健全な社会性を身につけるよう指導している。クラブ活動として、生け花、茶の湯等も実施して情操の陶冶を図っている。

参 考

補導日課表

午 前		午 後	
6.00	起床、整容、洗面 (休日6.30)	12.00～	1.00 昼食、休憩
		1.00～	4.30 職業補導
6.15	朝の挨拶、清掃	2.00～	2.30 医 療
7.00～	7.20 朝 食	4.30～	5.00 レクリエーション
7.30～	8.20 読書自習	5.00～	5.30 タ 食
8.30～	8.40 朝礼、体操	5.30～	8.30 ラジオ、テレビ視聴、
8.40～	9.20 学科(社会、国語、算 数、家庭)		身上相談、自己労作、 読書、日記記入、教養、

9.30~12.00 職業補導（家事、園芸 洋裁、和裁、手芸等）	8.50	集会 夜の挨拶、就寝準備
	9.00	就寝

（注）（1）洗髪 毎週1回（土）

（2）入浴 毎週2回（水、土）

（2）職業補導

家事、園芸、洋裁、和裁、手芸、謄写印刷およびタイプライターの7種目について指導しているが、在院者の多くが職業経験を有していないので、職業補導の重点は技能の習得もさることながら、正常な職業生活に慣れさせ、勤労意欲を高めることにおいている。

なお、補導を受けた者には職業補導賞与金が与えられる。昭和46年度予算では1人当たり7,130円が基準とされている。

（3）医療

前述のとおり、在院者の中には心身に障害のある者が非常に多く、それが更生の妨げとなっている場合が少なくないと考えられる。このために、医療は重要な補導の要素となっている。また、保健衛生に関する知識を付与することにつとめており、とくに性病の恐ろしさについてはスライド等を利用して、徹底的に教えている。

第32表 出院者の入院時の傷病と出院時の状況

種別 年次	総 数	性 病		そ の 他		な し
		治 ゅ	未 治 ゅ	治 ゅ	未 治 ゅ	
44年	109	27(4)	23(3)	20	5	34
45年	57	11(0)	13(4)	16	4	13
46年	50	6(6)	12(5)	12	5	15

(注) カッコ内の数字は、性病のほかには他の傷病のあったものを示し、内数である。

(4) 出院の状況

出院後の生活設計については、入院の当初から本人にその心構えをもたせるようにしている。在院者の出院後の生活設計は、第3表のとおりである。在院者の更生のためには、院内における補導のみではじゅうぶんではなく、帰住地の環境の調整もたいせつであるので、婦人補導院としては、保護観察所と緊密な連絡をとるとともに、各都道府県等の婦人相談所、婦人収容保護施設、婦人相談員、民生委員などによる更生保護援助または職業安定所による職業面の援助を受けられるよう常に配慮している。

第33表 在院者の予定生活手段

年次	総数	家事手伝い	夫のものと家事に従事	女中	店員	家政婦	炊事婦・雑役婦	保護施設に入り職につく	保護者と相談する	知人のもとに帰住し相談する	入院加療	その他	未定
44年	109	20	14	3	4	2	6	14	26	9	4	4	3
45年	57	8	11	1		1	5	10	10	6	2	1	2
46年	50	7	5	5		1	3	9	13	3	2	1	1

しかしながら、在院者の更生は、けわしく容易でないものがあり、第34表および第35表に示すとおり、再入院者が多く、再犯までの期間が短いものが少なくない。

婦人補導院を巣立つ婦人たちが一人でも多くりっぱに更生できるよう、社会の方々の暖かい手がさしのべられることが切望されている。

第34表 新収容者の入院回数

年次	総数	1回	2回	3回	4回	5回以上
44年	86	60	16	4	5	1
45年	49	26	15	4	2	2
46年	46	27	6	7	5	1

第35表 再入院者の再犯期間

年次	総数	前出院後再犯までの期間						
		3月末満	6月末満	1年末満	1年6月末満	2年末満	3年末満	3年以上
44年	26	4	2	4	1	2	4	9
45年	23	5	2	7	2	1	2	4
46年	19			4	5	1	2	7

第4節 保護観察

1. 保護観察

保護観察は、非行や犯罪のあった者を自由な社会のなかで生活させながら指導監督および補導援護することによってその改善更生を図る措置であり、わが国の更生保護制度の中心をなすものである。保護観察はこのように実社会において処遇するところから社会処遇とも呼ばれている。

保護観察を行なう国の機関は保護観察所（各都府県に1庁、北海道に4庁）で、ここに配置されている保護観察官と、民間篤志家としての保護司が、保護観察の対象となった者の実際の処遇にあたり、ひとりでも多く更生させようと努力をつづけている。

2. 対象

売春防止法第5条の罪を犯した女子で、保護観察の対象となる者は次のとおりである。

ア、地方更生保護委員会の決定により、婦人補導院から仮退院を許された者

イ、家庭裁判所の決定により、保護観察に付された者

ウ、地方更生保護委員会の決定により、少年院から仮退院を許された者

エ、地方更生保護委員会の決定により、刑務所から仮出獄を許された者

オ、刑事裁判所の決定により、刑の執行を猶予され、保護観察に付された者

以上の各種別の保護観察対象人員の推移は第36表に明らかなように、総数においては昭和41年をピークに、以後は毎年約20%の減少を示しており、特に保護観察付刑の執行猶予者の激減が顕著である。

ついで、昭和46年度の件数を年齢別に示すと第37表のとおりである。

3. 保護観察における問題点

売春防止法に触れて保護観察の対象となった者の保護観察の終了時の成績をみると、全般的に、他の非行や犯罪によって保護観察になった者に比べて、成績不良の者、または所在不明となって保護観察が事実上できなかった者が多い。このようにかの女達の更生をはばんでいる要因を挙げてみると次のとおりである。

ア、精神的に不安定で、不和雷同性が強く、倫理、道德観念が乏しい。

イ、堅実な仕事を嫌い、水商売を好む。生活態度は刹那的、享樂的で、いわゆる「その日暮らし」の生活を送りがちとなる。

ウ、思春期の頃、家族との不和をおこしたり、不良との交友を重ねたりして、家庭に落ち着かなくなり、家出、外泊を反復し、保護者との精神的な絆が断たれ、保護者の監督を忌避する傾向がある。また、保護者にも無知や無理解が多くみられる。

エ、婦人補導院収容者を例にとってみると、男子および女子一般受刑者に比べて知能指数の低い者が多い。また売春歴が長くなるほど再犯しやすく、生活

様式を改善させることがむずかしい。

オ、暴力団と関係し、やくざ連中にもて遊ばれた挙句のはて、売春を強要されている場合には、いわゆる「ひも」の手から離し、やくざからの離脱を図ることが肝要であるが、多くは、その他の問題がからんでいるので更生への道は非常にけわしい。

以上、代表的な問題点を取り上げたが、関係者はこれらの複雑多岐にわたる問題の克服に絶えず努力を傾け、売春防止法によって保護観察になった者の真の更生を念願し、かの女達に対する処遇の充実はもとより、地域住民の啓発にもつとめ、社会全体の環境の改善と浄化に真剣にとりくんでいる。

第 3 6 表 売春防止法違反女子保護観察対象者
新受人員の比較

(昭和37年～46年)

種別 \ 年度	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	計
婦人補導院 仮退院者	41	26	11	4	6	5	2	2	1	5	103
保護観察 処分少年	133	105	106	120	113	104	77	56	27	24	865
少年院仮退院者	94	52	47	48	50	61	44	18	11	14	439
仮出獄者	47	42	36	34	52	48	45	32	30	29	395
保護観察付 刑の執行猶予者	313	283	322	312	364	307	269	234	165	142	2711
計	628	508	522	518	585	525	437	342	234	214	4513

注 昭和46年保護統計年表による。

第37表 年齢別売春防止法違反女子保護観察
対象者の状況

(昭和46年)

事件種別 年齢	婦人補導院 仮退院者	保護観察 処分少年	少年院 仮退院者	仮出獄者	保護観察 執行猶予者	計
15才以下			1			11
16～17		10	4			14
18～19		14	5			19
20～22	1		4		7	12
23～24					9	9
25～29	1			2	18	21
30～39	2			11	47	60
40～49	1			10	40	51
50～59				5	18	23
60才以上				1	3	4
計	5	24	14	29	142	214

注 昭和46年保護統計年表による。

第5節 純潔教育

1. 学校における純潔教育

学校における純潔教育は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に基づいて、学校における教育活動の全体を通じて適切に指導することとしている。

小学校においては、教科の体育における保健の領域と特別活動における学級指導の保健指導を中心とし、理科、家庭科および道徳などの関連分野で指導することとしている。

すなわち、教科の体育における保健の領域においては、身体の発育・発達に

ける男女差などについての初歩的な内容を指導することとし、特別活動における学級指導においては、初潮等についての指導を地域や学校の実態に即し、具体的に指導することとしている。

中学校においては、教科の保健体育における保健分野と特別活動における学級指導の保健指導を中心とし、理科、技術・家庭科および道徳などの関連分野で指導することとしている。

すなわち、教科の保健体育の保健分野においては、心身の発達における男女差を正しく理解させることとして、身体の発育と男女差、内分泌機能の発達と男女差、性病および情緒や社会性の発達と男女差などを指導することとし、特別活動における学級指導においては性的な発達への適応について地域や学校の実態に即し、具体的に指導することとしている。

また道徳においては、人間性についての理解を深めるとともに道徳的判断力を高め、自律的態度を育成するという観点から、とくに異性間については、相手の特性や立場をより深く理解し、健全な異性観を身につけるよう指導している。

高等学校においては、教科の保健体育における科目保健と特別教育活動における指導を中心とし、社会、理科などの関連分野で指導することとしている。

なお、昭和48年度から実施される改訂高等学校指導要領においては、指導内容の現代化という観点から性に関する指導の強化、充実を図っている。

すなわち、教科の保健体育の科目保健においては、心身発達における男女の特性および男女の相互協力による健全な家庭づくりについて正しく理解させることとして、性徴と性器官の機能、性の欲求と適応、結婚と優生、家族計画、母子保健、労働における女性の特性および性病の予病活動などを指導することとし、各教科以外の教育活動におけるホームルームにおいては、男女の特性と相互のあり方などについて地域や学校の実態に即し、具体的に指導することと

している。

2. 社会教育における純潔教育

社会教育における純潔教育は青少年教育および成人教育の内容としてとりあげられている。

青少年教育では、青年団体が行なう各種の集会、旅行、キャンプ、レクリエーション等における集団活動や集団生活を通じて、男女の特性が自ら理解され、男女のあり方が自ら身につくよう指導されている。より組織的、継続的な学習の機会としては、青年学級、青年教室、結婚教養講座等がある。また成人式の機会に、成人としての男女の交際のあり方、健全な結婚への心構え、性の社会問題等についての講演や討議が行なわれている。

成人教育では、婦人団体等が行なう純潔教育に関する研究会、研修会が行なわれ、また、家庭教育学教、婦人学級等でも学習されている。

学習内容としては、性の正しい考え方、純潔の意義、青年の生理と心理、男女の交際、結婚生活への適応、遺伝、家族計画、妊娠と分娩、性病、こどもの純潔教育と家庭、性の芽生えと扱い方、初潮期の指導、結婚の諸条件、性非行などの問題が挙げられている。文部省では、こどもの成長発達段階に応じた純潔教育の内容や進め方についての資料・教材を作成している。現在までに純潔教育に関する教育者、指導者を対象として「性の純潔——美しい青春のために——」、「思春期までのこどもの指導——母親のよい理解のもとに——」、「男性と女性——若い人々のために」、「性についての正しい考え方、青少年の性に関する問題」等の資料を作成、配布している。また、文部省企画録音教材として家庭教育シリーズ第10集（こどもの成長と純潔教育）を製作した。この録音教材は家庭において両親がこどもの発達に即し、学校教育や社会環境との関連をも考慮して純潔教育をどうすすめたらいいか、について考える素材を提

供するもので、その内容としては純潔教育の考え方、家庭のふんい気と純潔教育、こどもの誕生と両親の祝福、幼児の性への興味、男の子・女の子、からだの発達と変化、異性への関心、思春期の悩み、異性の選択と結婚、社会環境と純潔教育の問題を取り上げ、家庭教育学級等、広く成人教育の場において学習の効果を高めるよう配慮している。

第3章 性病及び麻薬対策の状況

第1節 性病の現状

1. 概 況

戦後の混乱期にあった昭和23年の性病届出患者数は梅毒216,617名、りん病219,745名、その他47,460名、総計473,822名に達した。この数字は同年の結核患者363,000名、法定伝染病患者の総数54,000名と比較し、いかに大きなものであったかがわかる。

その後患者数は年々減少を続け、特に昭和32年の売春防止法の制定以降は、感染機会の減少もあってか、患者届出数の減少に拍車をかけた観がある。昭和39年には戦後最低の届出数が記録され、梅毒5,326名、りん病4,041名、総性病患者数9,540名となった。すなわち、昭和23年の50分の1になったわけである。

ところが、昭和36年より北九州、四国、広島、大阪、神戸等に早期顕症梅毒が再出現し、中部、東部日本ではこれよりややおくれ、昭和39年以降東京にも増加がみられているという報告が日本皮膚科学会でなされた。届出患者数からみても早期顕症梅毒は、昭和36年884名を最低に、38年1,287名、40年1,490名、43年1,543名と増加傾向に転じている。特に、この早

期頭症梅毒の増加は青年層に著しい。総性病患者数も昭和40年以降増加し、昭和45年には梅毒6,138名、りん病8,349名、総計14,641名となり、39年の1.6倍の数となった。もちろん、この届出数が性病患者の実態をあらわしているとは必ずしもいえない。

かりに、婚姻時と妊娠時の梅毒血清反応検査の結果が適用できるとみて、その陽性率1%（42年～44年平均値）から全国推計を試みると、梅毒血清反応陽性者は100万人程度と推定される。

第38表 性病患者届出数（り患率は人口10万対）

年次	総数	梅毒		りん病		軟性下かん		そけいりんば 肉芽しゅ症	
		患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率	患者数	り患率
40	10,849	6,001	6.1	4,663	4.7	179	0.2	6	0.0
41	18,071	10,821	10.9	6,951	7.0	288	0.3	11	0.0
42	24,125	11,755	11.7	11,874	11.8	490	0.5	6	0.0
43	18,758	8,848	8.7	9,592	9.5	316	0.3	2	0.0
44	17,641	7,767	7.6	9,645	9.4	226	0.2	3	0.0
45	14,641	6,138	5.9	8,349	8.0	151	0.1	3	0.0

第 3 9 表 病型別梅毒患者数

年 次	総 数	初 期		第 2 期		早期潜伏		後期潜伏		晩 期		先天性		不 明	
		患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %	患 者 数	総 数 に 対 する %
4 0	6,0 0 1	764	12.7	726	12.1	1,107	18.4	2,236	37.2	593	9.9	567	9.4	8	0.2
4 1	1 0,8 2 1	1,242	11.5	1,303	12.0	1,852	17.1	3,996	37.0	1,097	10.1	941	8.7	390	3.6
4 2	1 1,7 5 5	1,005	8.6	1,392	11.8	2,133	18.2	3,912	33.3	1,286	10.9	1,025	8.7	1,002	8.5
4 3	8,8 4 8	622	7.0	921	10.4	1,495	16.9	3,002	33.9	870	9.8	850	9.6	1,088	12.4
4 4	7,7 6 7	443	5.7	575	7.4	1,183	15.2	2,786	35.9	991	12.8	724	9.3	1,065	13.7
4 5	6,1 3 8	288	4.7	469	7.6	903	14.7	2,386	38.9	801	13.0	628	10.2	663	10.8

第 4 0 表 若年層の早期梅毒患者数

年 次	全 梅 毒 患 者 数 (A)	2 4 才以下 梅毒患者数 (B)	② / ①	2 4 才以下 初期梅毒患 者 数 (C)	③ / ②	2 4 才以下 第 2 期梅毒 患者数 (D)	④ / ③
4 0	6,0 0 1	1,3 6 1	2 2.7	3 5 2	2 5.9	2 4 6	1 8.1
4 1	1 0,8 2 1	2,3 2 0	2 1.4	5 6 6	2 4.4	4 2 1	1 8.1
4 2	1 1,7 5 5	2,4 3 0	2 0.7	4 0 7	1 6.7	3 9 7	1 6.3
4 3	8,8 4 8	1,7 2 8	1 9.5	2 7 5	1 5.9	2 6 6	1 5.4
4 4	7,7 6 7	1,3 1 2	1 6.9	2 0 1	1 5.3	1 5 6	1 1.9
4 5	6,1 3 8	9 2 9	1 5.1	1 1 6	1 2.5	1 0 9	1 1.7

昭和 4 5 年中に保健所及び代用性病診療所で実施された婚姻時及び妊娠時の血清反応検査の件数は、それぞれ 1 8 6, 2 9 0 件、6 9 0, 3 0 7 件であり、婚姻者数、妊娠者数に対し、各々 1 8.1 % 及び 3 4.6 % にあたる。

3. 売いん常習容疑者等の健康診断

届出のあった患者の疑いがある者、売いん常習容疑者及び性病まん延の場合の健康診断は効果的に実施されなければならないが、45年の売いん常習容疑者に対する梅毒血清反応検査件数は3,236名であり、うち梅毒に罹患している者は498名である。

第41表 梅毒血清反応検査実施状況 昭和45年

区 分	保 健 所		代用病院・ 代用診療所		計		
	受 診 者	陽 性 者	受 診 者	陽 性 者	受 診 者	陽 性 者	陽 性 率
婚姻時の者	135,697	1,068	50,593	424	186,290	1,492	0.8
妊娠時の者	397,497	3,662	292,810	2,354	690,307	6,016	0.9
売いん 常習容疑者	1,346	168	1,890	330	3,236	498	15.4

第2節 最近の麻薬犯罪

最近3年間の麻薬事犯送検件数等は第42表のとおりであるが、昭和46年は麻薬取締法違反、あへん法違反及び大麻取締法違反のいずれにおいても送検人員数が前年を下回った。

しかしながら、ヘロイン事犯の送検人員は前年を上回っており、LSD事犯では送検人員こそ減少したが、押収量は45年の324.5錠相当に対し、46年は530.5錠とむしろ増加し、また個々の事犯内容からみて今後とも楽観は許されず、更に大麻事犯においては依然不正取引等事犯が増加を続け、特に従来に比べ日本人の違反が著しく増加してきた。一方密輸関係事犯件数は減少したものの、不正麻薬の大部分が密輸されている状況は依然として続いている。

従って、密輸事犯の水際検挙と国内における取締りをなお一層強化する必要がある。

第42表 麻薬事犯送検件数及び人員等調

区分 年次	送 検 件 数	送 検 人 員				送検人員中		ヘ ロ イ ン 関 係 人 員	LSD 関 係 人 員	大 麻 引 等 不 事 犯	密 輸 関 係 事 犯
		総 数	麻 薬 取 締 法	あ へ ん 法	大 麻 取 締 法	中 毒 者	再 犯 者				
44年	1,013 ^件	1,029 ^人	239 ^人	377 ^人	413 ^人	48 ^人	25 ^人	41 ^人	— ^人	332 ^人	141 ^件
45年	1,149	1,208	245	230	733	25	11	15	64	648	176
46年	1,294	1,148	229	202	717	30	28	44	45	656	131

売 春 対 策 年 表 追 加

(昭和46年5月5以降)

昭和46年

5月

総理府、法務省、文部省、厚生省、労働省、警察庁及び民間団体主唱の「売春をなくす運動」が5月24日の売春防止法制定記念日を中心に実施され、全国的に行事が展開された。

5月31日

売春対策審議会総会が開催され、会長、副会長の互選のあと、46年度の売春対策関係予算について各省から、また、沖縄における暴力売春、薬物濫用の最近の状況について、警察庁から説明があった。

7月23日

売春対策審議会委員が岐阜県の売春対策の実情について視察を行なった。

9月27日

売春対策審議会総会が開催され、世界各国における麻薬の浸淫状況、沖縄における麻薬の現状、沖縄売春対策の現状、および本土復帰に伴う施策等について討議した。

- | | |
|---------------------------------|---|
| 11月15日
~16日
昭和47年
3月9日 | 売春対策審議会委員が長崎県の売春対策の現状を視察した。
「沖縄婦人と手を結ぶ会」(会長 紅露みつ氏)は、売春対策審議会に対し、母子寮、保育所、職業訓練所、授産所、売店など総合厚生施設の建設、および、工賃は生活するに足るものであることなど、沖縄の売春婦更生について要望書を提出した。 |
| 3月9日 | 売春対策審議会総会が開催され、47年度売春対策予算について討議した。 |
| 4月17日
~23日 | 琉球政府は、沖縄における第2回売春をなくす運動を実施した。 |
| 4月21日 | 総理府において、売春をなくす運動に関する各省連絡会議が開かれ、47年度の運動実施および沖縄の売春対策について検討した。 |
| 4月21日 | 琉球政府では、売春防止法の全面施行を前に関係各局による「売春対策関係機関連絡会議」を開催した。 |

詩 卷 五